

Ⅲ 調停事件における情報公開・個人情報保護請求への対応

公害等調整委員会事務局総務課長
(武蔵野大学政治経済学部講師) 横山 均

1 はじめに

平成11年に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(以下「情報公開法」という。)が成立し、15年に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という。)が成立した。これらの法律を踏まえ、各地方公共団体において、情報公開条例及び個人情報保護条例が、制定又は改正された。

実は、筆者は、平成10年から15年にかけて、これらの法律の立案に携わり、条例の制定・改正作業にも協力させていただいた。

20年7月に公害等調整委員会事務局に異動になったが、最近、ある都道府県から、調停事件に係る文書に対する開示請求への対応について相談を受けた。昨年秋、都道府県を対象とした公害紛争処理関係ブロック会議でも、調停記録の閲覧をテーマとして、意見交換がなされたところがあった。

このため、調停事件に係る文書について開示請求があった場合の対応をテーマとして、解決の一助となるべく、私見を述べさせていただきたい。御存知のように、条例は、法と異なる規定が若干あり、都道府県によって、規定ぶりについて相当程度の独自性がある。このような状況にかんがみ、法と都道府県の条例の規定を比較しながら、法の解釈を道標

に、都道府県の条例を対象として試論を展開したい。

なお、開示請求に対する対応は、情報公開条例と個人情報保護条例では、全く異なることに注意されたい。

2 情報公開条例に基づく開示請求に対する対応

情報公開条例により調停事件に係る文書に対し開示請求があった場合の対応について検討する。

(1) 対象となる文書

調停事件に係る文書には、**調停事件記録**(事件について当事者が提出した書類、調停委員会が作成した資料等を綴ったもの)のほか、**調停手続の準備的・補助的記録**(調停期日のメモや録音テープ、調停委員会の議事内容のメモ等)、**調停委員会の議事要旨**等がある。なお、このほか、受諾を勧告した調停案が公表された場合の当該調停案(公害紛争処理法第34条の2)、記者発表資料等公表資料については、原則として、不開示情報(非開示情報)に該当することはなく、開示されることになるため、今回検討する調停事件に係る文書から除くこととしたい。

情報公開条例の対象となる文書の名称は、情報公開法と同様に「行政文書」であるか、又は「公文書」である。いずれの名称にしろ、これらは、情報公開法第2条第2項の行政文書の定義と同様に、職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であって、職員が組織的に用いるものとして、都道府県の実施機関が保有しているものである。

調停事件記録及び調停委員会の議事要旨は、行政文書又は公文書に該当する。調停手続の準備的・補助的記録については、i 職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの、ii 職員の個人的な検討段階にとどまるものなどは、行政文書又は公文書に該当しない。ただし、このようなものであっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは、行政文書又は公文書に該当する^(注2)。

(2) 開示請求者

ほとんどの情報公開条例は、情報公開法第3条の規定と同様に、何人にも行政文書又は公文書について開示請求権を認めている。なお、情報公開条例のなかには、開示請求者を当該都道府県の在住者、在勤者、在学者等のほか、開示を必要とする理由を明示する者又は利害関係を有する者と定められているものが少数あるが、「何人にも」と同様の考え方ができる。

情報公開条例では、開示請求者が誰であ

るか（当事者であるか否か）は考慮されない。すなわち、同一の行政文書又は公文書について、異なる者から、開示請求があった場合、同一の時点で開示又は不開示（非開示）の決定をするときは、同一の決定になる。

(3) 不開示情報該当性

情報公開条例では、開示請求の対象となる文書が、情報公開法と同様に、不開示情報の各規定のいずれかに該当すれば、開示されない。以下、情報公開条例の不開示情報該当性について検討するが、調停事件の性質、調停に係る文書などは、多種多様であるため、あくまで一般論としての記述であることに留意されたい。

① 法令非公開情報

情報公開条例では、情報公開法と異なり、不開示情報として、「法令の定めるところにより（法令の規定により）、公にすることができない（と認められる）（とされている）情報」が定められている。「公にすることにより」とは、何人にも知りうる状態にしておくことを指す。この不開示情報は、法令により「何人にも知りうる状態にすること」を禁止するという意味で、「法令非公開情報」と呼ぶことにする。

公害紛争処理法第37条では、「調停委員会の行なう調停の手続は公開しない。」と規定されている。「調停の手続」とは、申請から手続終結に至るまでの手続全般を指し、期日の開催等の事件処理の経過の

みならず、調停の過程において収集した資料や調停期日における当事者の主張、調停委員会の行う具体的な調停作業の実質的内容等も含まれる。また、「公開しない」とは、傍聴を認めないことのほか、第三者に事件の記録の閲覧を認めないことをも含むと解される^(注3)。

このため、調停事件に係る文書は、原則として、法令非公開情報に該当し、開示されない。

②事務又は事業に関する情報

情報公開条例では、情報公開法第5条第6号の規定と同様に、「公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に（著しい）支障を及ぼすおそれがあるもの」が規定されているほか、一部、「公にすることにより、事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な（円滑な）執行に（著しい）支障を及ぼすおそれのあるもの」が規定されている。「公にすることにより」とは、何人にも知りうる状態にしておくことを指す。

公害紛争処理法第37条の調停手続の非公開の目的は、調停手続の円滑な進行と妥当な解決を図るため、i 当事者が胸襟を開いて率直に意見を述べ合うことができるようにすること、ii 調停委員会が冷静な雰囲気の下で、当事者の意見を聴取したり、説得調整したりすることができるようにすることである。仮に、調停事件に係る文書を何人にも知りうる状態にしておくならば、調停の適正な遂行に著

しい支障を及ぼすおそれがあるだけでなく、調停の目的が達成できなくなり、又は調停の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

このため、調停事件に係る文書は、原則として、事務又は事業に関する不開示情報に該当し、開示されない。

③その他の不開示情報

情報公開条例では、情報公開法第5条第1号から第5号までの規定（国の安全等に関する情報（同条第3号）を除く。）と同様に、不開示情報として、i 個人に関する情報、ii 法人等に関する情報、iii 公共の安全等に関する情報、iv 審議、検討等に関する情報が定められている。

例えば、陳述書は、個人に関する不開示情報に、手続終結前の調停委員会の議事要旨は、審議、検討等に関する不開示情報に該当するなど、個々の行政文書又は公文書ごとに、不開示情報に該当するかどうか判断することになる。先述の①及び②のとおり、調停事件に係る文書については、開示される余地がほとんどないため、紙数の制限もあり、詳細な検討は省略する。

(4) 公益上の理由による裁量的開示

ほとんどの情報公開条例では、情報公開法第7条の規定と同様に、公益上の理由による裁量的開示の規定を定めている（定めていない条例も、稀にある）。すなわち、行政文書又は公文書に不開示情報が記録され

ている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、高度の行政的な判断により、行政文書又は公文書を開示することができる旨規定している。なお、この規定が発動されることは、極めて稀である^(注5)と考えられるが、調停事件に係る文書は、高度の行政的な判断により裁量的開示がなされる。

ただし、情報公開条例では、法令非公開情報について、裁量的開示の対象としている場合と対象としていない場合があるが、後者の場合には、調停事件に係る文書は、裁量的開示がなされることは全くない。

(5) 情報の提供に関する施策の充実

情報公開法第25条では、情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする旨規定されている。情報公開条例でも、同様の規定が定められているが、情報提供に関する施策の充実に努める目的として、i（県民が）県政に関する正確で分かりやすい情報を迅速かつ容易に得られる（利用する）こと（適切な方法で県民に明らかにされること）、ii 府民の府政への参加をより一層推進し、府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図ることなどが定められている。すなわち、都道府県民に対する説明責務を全うするため、開示請求権制度とは別に、自発的に保有する情報の提供を行っていく必要があるという趣旨である。

公害紛争は、他の民事紛争とは異なり、

社会性、公共性を有し、事件によってはその解決が広く社会一般に影響を及ぼすものであるなど、国民の強い関心が寄せられる場合も多い。公害紛争処理法第37条の規定は、調停手続に関する情報の公表を全く許さないものと解すべきではなく、事件によっては、諸般の事情を総合的に判断して、相当と認められるときには公表することができる^(注6)と考えるべきである。

3 個人情報保護条例に基づく開示請求に対する対応

個人情報保護条例により調停事件に係る文書に対し開示請求があった場合の対応について検討する。

(1) 個人情報

個人情報保護法第2条第2項の「個人情報」は、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものである。個人情報保護条例の「個人情報」も、同様の規定であるが、i 「生存する」という限定がない（すなわち死者の個人情報を含む）もの、ii 法人等の役員に関する情報を除外するもの、iii 事業を営む個人の当該事業に関する情報を除外するものなど、若干の差異が見られる。

(2) 対象となる情報

個人情報保護法第2条第3項の「保有個人情報」は、職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に

利用するものとして、行政機関が保有しているものをいう。さらに、「保有個人情報」は、情報公開法との整合性を図るため、情報公開法第2条第2項に規定する行政文書に記録されているものに限っている。その上で、「保有個人情報」のうち、自己を本人とする（自己が識別される）ものについて開示請求することができるという構成を採っている（個人情報保護法第12条第1項）。

個人情報保護条例においても、同様の構成を採っているものが多いが、「保有個人情報」という概念を採らず、開示請求の対象を i 行政文書又は公文書に記録された自己の個人情報、ii 実施機関が保有している自己に関する個人情報とする構成を採っているものもある。i 及び ii は、「個人情報」について、「保有個人情報」を経由せず、「開示請求」に直結する構成を採っているだけであり、自己に関する個人情報を開示請求の対象としている点は、個人情報保護法と同様である。

(3) 開示請求者

個人情報保護法は、情報公開法の立案過程で今後の課題とされた個人情報の本人開示の制度を創設したものである。^(注7)

個人情報保護法及び個人情報保護条例は、情報公開法及び情報公開条例と同様に、何人にも開示請求をする権利が与えられている。しかし、個人情報保護法及び個人情報保護条例は、情報公開法及び情報公開条例と異なり、開示請求者が誰であるか（当事者であるか否か）が考慮される。すなわち、

調停事件に係る文書について開示請求をすることができるのは、当該文書に記録されている者に限定される（仮に、当該調停事件に関係のない第三者から開示請求があったとしても、すべて不開示（非開示）になるだけである）。

調停事件に係る文書について、当該調停事件の申請人から開示請求があった場合、当該調停事件に係る文書は、当該申請人の申請に基づき作成された文書であるから、当該文書全体が開示請求の対象となる^(注8)（その上で、当該文書全体について、不開示情報（非開示情報）の該当性について判断することになる）ものと考えられる。当該調停事件の被申請人から開示請求があった場合も、同様に考えられる。

(4) 不開示情報該当性

個人情報保護条例では、開示請求の対象となる文書が、個人情報保護法と同様に、不開示情報の各規定のいずれかに該当すれば、開示されない。不開示情報該当性の判断に当たっては、特定の開示請求者に対する開示を前提としているのであって、情報公開条例のように何人にも（国民一般にも）公開されることを前提としているわけではないことに留意する必要がある。すなわち、個人情報保護条例の不開示情報の規定は、一見すると情報公開条例の不開示情報の規定と相似しているが、本人に開示される範囲をできる限り広げようという趣旨である。

個人情報保護法では、開示請求権については、従たる目的とし、主たる目的である

個人情報の取扱いの適正性を確認するものと位置づけ、第1条の目的規定には明示^(注9)していない。他方、ほとんどの個人情報保護条例では、開示請求権を主たる目的と位置づけ、第1条の目的規定に明示している(明示していない条例も、稀にある)。このように、個人情報保護条例は、個人情報保護法よりも、開示請求権について実効性をもたせようという意図が伺える。

以下、調停事件に係る文書について、当該調停事件の申請人又は被申請人から開示請求があった場合、個人情報保護条例の不開示情報該当性について検討するが、調停事件の性質、調停に係る文書などは、多種多様であるため、あくまで一般論としての記述であることに留意されたい。

なお、先述の2(1)と同様に、受諾を勧告した調停案が公表された場合の当該調停案、記者発表資料等公表資料については、申請人又は被申請人から開示請求があった場合、原則として、不開示情報に該当することはなく、開示されることになるため、今回検討する調停事件に係る文書から除くこととしたい。

①法令非開示情報

ほとんどの個人情報保護条例では、個人情報保護法と異なり、不開示情報として、「法令の定めるところにより(法令の規定により)、開示することができない(と認められる)情報」が定められている。「開示する」とは、開示請求者に開示することを指す。先述の(3)のとおり、開示

請求者が誰であるか(当事者であるか否か)が考慮され、開示請求をすることができるのは、当該文書に記録されている者(本人)に限定される。本人であっても法令により開示することができないという意味で、この不開示情報を「法令非開示情報」と呼ぶことにする。「法令非開示情報」は、法令により「何人にも知りうる状態にすること」を禁止する「法令非公開情報」(先述の2(3)①の情報公開条例の不開示情報)よりも、不開示情報の範囲が限定される。すなわち、前者は、本人ですら開示を禁止する趣旨であり、後者は、一般公開を禁止する趣旨である。

さて、公害紛争処理法第37条の調停手続の非公開とは、先述の2(3)①のとおり、第三者に事件の記録の閲覧を認めないという趣旨である。さらに、同法施行令第15条の3では、「当事者は、審査会等の許可を得て、事件の記録を閲覧することができる。」と規定されている。このため、調停事件に係る文書は、原則として法令非開示情報に該当しない。

ただし、個人情報保護条例のなかには、情報公開条例と同様に、「法令の規定により、公にすることができないとされている情報」という法令非公開情報が定められているものが稀にある。この場合には、調停事件に係る文書は、原則として開示されないことになる。

②その他の不開示情報

個人情報保護条例では、個人情報保護

法第14条各号（国の安全等に関する情報（同条第3号）を除く。）の規定と同様に、不開示情報として、i 本人不利益情報、ii 第三者に関する情報、iii 公共の安全等に関する情報、iv 審議、検討等に関する情報、v 事務又は事業に関する情報が定められている。

個人情報保護法では、第三者に関する情報については、「開示請求者以外の第三者が識別される情報」（個人識別型）を不開示情報とした上で、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を開示情報としている（同条第2号イ）。「慣行として開示請求者が知ることができる情報」の規定の解釈については、当初、開示請求の対象となる情報と同種の情報について、開示請求者が現に知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらないとされていた。しかし、最近では、開示請求者が現に知っている場合には、「慣行として」に当たると解釈されるようになっており、他の不開示情報にも該当しないとされている^(注10)。

ほとんどの個人情報保護条例では、第三者に関する情報については、「第三者が識別される情報」（個人識別型）を不開示情報とした上で、「慣行として開示請求者が知ることができる情報」を開示情報と規定している。このため、調停事件に係る文書は、当該文書と同種の情報を申請人又は被申請人が現に知っている場合に

は、その範囲で開示されることになる。例えば、申請書、答弁書のほか、調停期日において、開示請求者たる申請人又は被申請人が現に知っている情報と同種の文書は、開示されることになる。また、開示請求者たる申請人又は被申請人が、既に、審査会等の許可を得て、調停事件記録を閲覧している場合には、当該調停事件記録は開示されることになる^(注11)。

ただし、個人情報保護条例の個人識別型の中には、「慣行として開示請求者が知ることができる情報」を開示情報と規定していないものが稀にある。この場合、調停事件に係る文書は、原則として不開示となり、(5)で後述するとおり、裁量的開示で検討することになる。

また、個人情報保護条例のなかには、第三者に関する情報については、個人識別型ではなく、プライバシー保護型を採用しているものもある。すなわち、不開示情報として、「第三者の正当な権利を害するおそれがある情報」、「第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報」、又は「通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報」を定めている。プライバシー保護型は、個人識別型よりも、不開示情報の範囲が限定されるため、先述の「慣行として」で開示される調停事件に係る文書は、同様に開示されることになる。

しかし、調停事件に係る文書には、i 一方当事者が他方当事者に見せないことを条件に提出した書面、ii 一方当事者

が他方当事者に知らせないことを条件に陳述した意見又は主張を記録した文書、iii 調停委員会が一方当事者にのみ提示又は交付した資料等がある場合がある。このような文書については、開示請求者たる申請人又は被申請人が他方当事者であり、開示請求者が現に知らない情報であるときは、第三者に関する不開示情報のみならず、先述の2(3)②のとおり、事務又は事業に関する不開示情報に該当し、原則として不開示となる。さらに、調停委員会の議事要旨等についても、これらの文書と同様の考え方で、開示請求権者が現に知らない情報であるときは、原則として不開示となる。

(5) 裁量的開示

ほとんどの個人情報保護条例では、個人情報保護法第16条の規定と同様に、裁量的開示の規定を定めている（定めていない条例も、稀にある）。すなわち、不開示情報に該当する情報であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があるときは、高度の行政的な判断により、開示することができるとしたものである。なお、個人情報保護法では、この規定が発動された例はないが、^(注12)個人の権利利益が著しく侵害されている場合などに高度の行政的な判断の対象となりうるものと考えられる。^(注13)

個人情報保護条例でも、この規定が発動されるのは極めて稀であると考えられるが、不開示情報に該当する情報であっても、高度の行政的な判断により、裁量的開示がな

されうる（なお、裁量的開示の対象に法令非開示情報を含む場合と含まない場合があるが、結論は変わらない。）。

ただし、法令非公開情報を不開示情報に定めている条例のなかには、これを裁量的開示の対象としている場合と対象としていない場合があるが、後者の場合には、調停事件に係る文書は、裁量的開示がなされることは全くない。

4 おわりに

以上述べさせていただいた概要を一覧表にまとめたので、適宜参考にされたい。

情報公開法（第5条）も、個人情報保護法（第14条）も、不開示情報の規定だけで、それぞれ1,900字前後もある。このため、本稿は、標題のテーマについてもとより論点が尽くされたわけではない。この点を斟酌いただいた上で、活用いただければ幸いである。

表 情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示請求への対応

	情報公開条例	個人情報保護条例
開示請求の対象となる情報	調停事件記録、調停手続の準備的・補助的記録（組織において業務上必要なものとして保存されているものに限る。）、調停委員会の議事要旨等	調停事件記録、調停手続の準備的・補助的記録（組織において業務上必要なものとして保存されているものに限る。）、調停委員会の議事要旨等
開示請求者	何人でも可（在住者、在勤者、在学者のほか、開示を必要とする理由を明示する者又は利害関係者に限る場合もある）。	何人でも可。ただし、実質的には、申請人又は被申請人に限る。
不開示情報該当性	法令非公開情報及び事務又は事業に関する不開示情報に該当し、開示されない。	同種の情報を申請人又は被申請人が現に知っている場合には、その範囲で開示される。ただし、i 個人識別型であって、「慣行として知ることができる情報」を規定していない場合、ii 法令非公開情報が規定されている場合には、開示されない。 他方当事者に見せないことを条件に提出した書面、他方当事者に知らせないことを条件に陳述した意見を記録した文書、調停委員会が一方当事者にのみ提示した資料、調停委員会の議事要旨等（開示請求者たる申請人又は被申請人が現に知らないものに限る。）は、第三者に関する不開示情報及び事務又は事業に関する不開示情報に該当し、不開示となる。
裁量的開示	法令非公開情報も裁量的開示の対象としている場合、不開示情報に該当する情報であっても、極めて稀であるが、高度の行政的な判断により、開示することができる。ただし、法令非公開情報を裁量的開示の対象から除外している場合を除く。	不開示情報に該当する情報であっても、極めて稀であるが、高度の行政的な判断により、開示することができる。ただし、法令非公開情報を規定し、かつ、法令非公開情報を裁量的開示の対象から除外している場合を除く。

注1 法の解釈については、基本的には、「詳解情報公開法」（総務省行政管理局編：財務省印刷局）及び「行政機関等個人情報保護法の解説」（総務省行政管理局編：ぎょうせい）による。

法の概要については、拙著「行政機関の保有する情報の公開に関する法律関係2法」（法令解説資料総覧

No.211 1999年8月号 第一法規）及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の概要」（ジュリスト 2003.10.1号 No.1253 有斐閣）参照。

注2 情報公開・個人情報保護審査会は、平成17年度（行情）答申第11号において、「当該文書は、一連のファイルに編てつされていることから、単なる担当者個人のメ

モではなく、組織的に用いるために作成・保存された文書であると認められ、また、メモには、特定の日時にその内容について上司の了解を得た旨や送付の方法に関する事項が記述されているほか、当該文書を送付した相手から電話を受けた際の応答記録が記述されていることから、本件請求文書に該当するものであると認められる。」と判断している。

注3及び注4 「ちょうせい」第23号（平成12年11月）におけるプラクティス公害紛争処理法（調停手続の非公開と情報公開）参照。

注5 廃棄物焼却炉等の解体等の届出について、「当該工事が行われる場所の周辺住民にとっては、周辺工事の実施に伴い汚染された空気等が工事現場の外部に拡散するおそれがあることから、環境汚染や健康障害等に関する不安は深刻な問題であり、また、当該地域で生産される農産物等へのいわゆる「風評被害」も懸念されるところである。そして、このような周辺住民の不利益に鑑み、工事の計画の届出書類を開示して工法や作業手順等を開示することにより、汚染物質の拡散防止等周辺環境への配慮が適切に行われていることを明らかにすることは公益に資するものと考えられる。」という理由で、裁量的開示をした例がある。（情報公開法の制度運営に関する検討会報告（平成17年3月29日総務省行政管理局）資料編Ⅲ-G公益裁量開示参照。）

注6 「ちょうせい」第23号におけるプラクティス公害紛争処理法参照。

注7 情報公開法制の確立に関する意見（平成8年12月16日行政改革委員会）八（1）参照。

注8 宇賀克也編「個人情報保護の実務」における拙著「実務編Ⅱ 5開示」参照。

また、情報公開・個人情報保護審査会は、平成19年度（行情）答申第76号において、本人に係る実地調査結果復命書等について、「主として審査請求人の子である死亡した労働者の就業状況等に係る調査結果が記載されているが、当該文書は審査請求人の労災保険遺族補償給付等請求に基づき作成された文書であることから、当該文書全体が審査請求人に係る保有個人情報であると認められる。」と判断している。

注9 行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法制の充実強化について—電子政府の個人情報保護—（平成

13年10月26日行政機関等個人情報保護法制研究会）第3章1（1）ア参照。

注10 「個人情報保護の実務」における「実務編Ⅱ 5開示」参照。

また、情報公開・個人情報保護審査会は、平成19年度（独個）答申第21号において、本人に係る調査報告書について、「調査委員会における調査方針の記載部分には、異議申立人からの調査委員会に対する申立書及び調査委員会が異議申立人から聴取した結果に基づき、異議申立人が、調査委員会において解明してほしいと主張していることについて調査委員会が事実認定した結果が記載されており、当該情報は、当然異議申立人が承知している内容であることから、これを異議申立人本人に不開示とする理由がなく、開示すべきである。」と判断している。

さらに、同審査会は、平成20年度（独個）答申第14号において、本人との話し合い及び民事調停に関して作成又は取得した文書について、「民事調停の中の手続として行われた事実、大阪大学側に伝えられた異議申立人側の主張内容及び異議申立人側に伝えるよう回答した内容など、異議申立人にも明らかな事実、異議申立人が承知している内容又は異議申立人に知られても問題がない内容が記載されているのみであり、これを開示しても、今後の異議申立人との交渉に係る事務に関し、大阪大学の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは言えず、法14条5号ニ（筆者注 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、独立行政法人等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ）に該当するとは認められないので、開示すべきである。」と判断している。

注11 ごく一部の個人情報保護条例に規定されている法令非公開情報との関係では、現に知っている場合であっても、法令非公開情報の規定が優先し、調停事件に係る文書は、原則として開示されないことになるものと考えられる。

注12 平成17年度から19年度までの「行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護法の施行の状況について」（総務省行政管理局）1—5（2）及び2—5（2）ア開示決定等参照。

注13 「個人情報保護の実務」における拙著「実務編Ⅰ 第4章 開示、訂正及び利用停止」参照。